

奈良市公告

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和8年4月30日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 エコアイデアコンテスト開催業務委託
- (2) 業務場所 奈良市内
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 契約締結日から令和9年2月28日まで
- (5) 担当課 奈良市環境都市推進部環境政策課
電話 0742-34-4591

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての事項に該当するものとします。

- (1) 過去2年以内に、本市若しくは他の官公庁（公社、公団を含む。）又はこれらに準ずるものの発注した本入札業務と同種又は類似業務を完了又は受託した実績を有する者であること。
- (2) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないものであること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 仕様書等を示す日時及び場所

(1) 日時

令和8年4月30日から令和8年5月24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市環境都市推進部環境政策課（奈良市ホームページ上でも公開します。）

4 入札参加申請に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を各1部提出してください。

ア 一般競争入札参加申請書

イ 業務実績調書及び過去2年以内に本市若しくは他の官公庁（公社、公団を含む。）又はこれらに準ずるものの発注した本入札業務と同種又は類似業務を完了又は受託した実績が2回以上確認できる書類（契約書等の写し）

※業務実績調書と実績を確認する書類の内容は一致させてください。

ウ 令和7・8・9年度奈良市物品購入等入札参加資格者でない者にあつては、以下の書類

①納税証明書の写し

・奈良市内の事業者（奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）[奈良市市民税課で証明]

当該年度分と過去2年分の市・県民税（法人にあつては法人市民税）及び固定資産税（入札参加申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年分）

・奈良市外の事業者 [国税納税地を管轄する税務署で証明]

その3、その3の2又はその3の3

②商業登記履歴事項全部事項証明書の写し（発行後3カ月以内のもの。）

③印鑑登録証明書（印影が鮮明なものは写しも可）（発行後3カ月以内のもの。）

エ 110円分の切手を貼った返信用封筒 ※入札参加審査の結果を郵送する際に使用

(2) 入札参加申請方法

令和8年4月30日から令和8年5月15日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市環境都市推進部環境政策課に(1)の書類を持参又は郵送してください。（郵送の場合は令和8年5月15日午後5時までに必着）

(3) 入札参加者の決定通知

令和8年5月18日に入札参加申請者に通知します。入札参加決定通知後において入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

5 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、質問書に質問内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

ア 提出期限 令和8年5月12日午後5時まで

イ 提出先 奈良市環境都市推進部環境政策課

メールアドレス kankyoseisaku@city.nara.lg.jp

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年5月13日午後5時までに奈良市ホームページに公開します。

6 入開札の場所及び日時

奈良市役所入札室

令和8年5月25日 午後4時30分

7 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

8 入札に関する事項

(1) 入札方法 持参入札とします。

入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 再度入札 再度入札は2回を限度とします。

(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類が同封されていない入札

ウ 委任状を持参しない代理人等による入札（年間を通じて委任されている者を除く。）

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

カ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

キ 入札金額を訂正した入札

ク 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

ケ 入札書の日付が入開札日でない入札

コ その他市長の定める入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法に関する事項

奈良市契約規則第10条の規定により設定された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によるものとします。

(3) 問合せ先

奈良市環境都市推進部環境政策課

電話 0742-34-4591